

S1-2

保育、教育現場における障害児虐待を防止する対策の現状と、「保護者から誤解されかねない対応」について考える

堀口 寿広

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 社会精神保健研究部

児童虐待防止法が対象としているのは養護者（主に親）による虐待事案であり、児童福祉法による「被措置児童等虐待」が対象としているのは施設職員による虐待事案である。しかし、子どもにとって生活の場は家庭や施設だけではなく保育所、幼稚園、学校など地域に広がっている。また、前出の二法は子どもの障害の有無について区別した条文を設けていない。子どもに障害があることが虐待を受けるリスクを高める要因となることは広く知られているところであり、家庭以外でも同様の傾向があるのではないかと推測される。小児保健協会の会員で「専門職が障害児を虐待するなど、あってはならない、許し難い行為である」という主張に賛同しない方は皆無であろう。しかしながら、現状として障害者施設で職員が利用者に暴力を振るう虐待事案は数多く報道されているし、子どもの障害の有無については詳らかにされていないが保育施設での職員による虐待も報道されている。障害児への虐待は家庭以外でも一定数起きていると考えられる。

平成24年10月より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：障害者虐待防止法）が施行され、第29条では学校（幼稚園を含む）の長に対して、第30条では保育所等の長に対して、①職員に対する障害および障害（児）者に関する研修の実施、普及啓発、②障害児に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、③障害児に対する虐待を防止するための必要な措置を講じることを求めている。これらは間接的防止措置と呼ばれるもので、学校や保育所等での障害児への虐待事案を個別に直接救済するためのものではない。したがって、医療、保育、教育の3領域で起こる虐待事案は障害者虐待防止法の「法以外」の事案と呼ばれ、対応する専門職には責任ある連携の実施が求められる。

演者は厚生労働科学研究班にて「法以外」の事案がどの程度発生しているのか、また、間接的防止措置がどの程度取られているのか調査を実施してきた。調査結果の考察をもとに、間接的防止措置の効果的な普及に向けて考えられることを提案したい。

専門職、子ども、そしてその保護者という関係の中では、専門職が子どものために実施した対応が、ときに職員の意図が正確に伝わらず保護者から虐待と見られることがある。「虐待は、許せないこと」という高潔な姿勢は、虐待を見逃すリスクを秘めているという指摘がある。誤解されかねない対応とはどのようなものであるか知り「ひょっとしたら、これって虐待なのかな？」という自己点検を怠らないこと、保護者とのコミュニケーションを保つことは、間接的防止措置として虐待の芽を出さない土壌づくりの第一歩と考える。

【附記】本報告で紹介する各調査は厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）により実施した。利益相反について本報告内容に関連して開示すべき事項はない。